

[ホーム](#) > [税について調べる](#) > [タックスアンサー](#) > [譲渡所得](#) > [土地建物を売ったとき](#) > No.3211 短期譲渡所得の税額の計算

No.3211 短期譲渡所得の税額の計算

[平成26年4月1日現在法令等]

譲渡した年の1月1日現在の所有期間が5年以下の土地や建物を売ったときの税額の計算は、次のようになります。

1 課税短期譲渡所得金額の計算

課税短期譲渡所得金額 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除

(注) 譲渡価額、取得費、譲渡費用、特別控除については、コード[3208](#)を参照して下さい。

2 税額の計算

税額 = 課税短期譲渡所得金額 × 30% (住民税9%)

重要

(注) 平成25年から平成49年までは、復興特別所得税として各年分の基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

(例)

課税短期譲渡所得金額が800万円の場合

(1) 所得税

800万円 × 30% = 240万円

(2) 復興特別所得税

240万円 × 2.1% = 5万400円

(3) 住民税

800万円 × 9% = 72万円

(措法32、復興財確法13)

参考：関連コード

3208 [長期譲渡所得の税額の計算](#)

・ 国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。

下記の電話番号では、国税に関するご相談は受け付けておりません。

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁